

Ⅲ. 協働における基本的な考え方

協働の定義

多様な主体が相互の立場や特性を認め合い、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて協力して取り組むこと

協働のパートナー

①区民（区内在住・在勤・在学）

- ②活動団体
- ・町会などの地縁団体
 - ・NPO法人（NGOなど）
 - ・任意団体（ボランティア団体、実行委員会・協議会等）
 - ・公益法人（財団・社団・社会福祉法人等）
 - ・教育機関等の公益活動を行う団体（大学、学校法人等） など

③事業者（企業、商店会、商工会議所等）

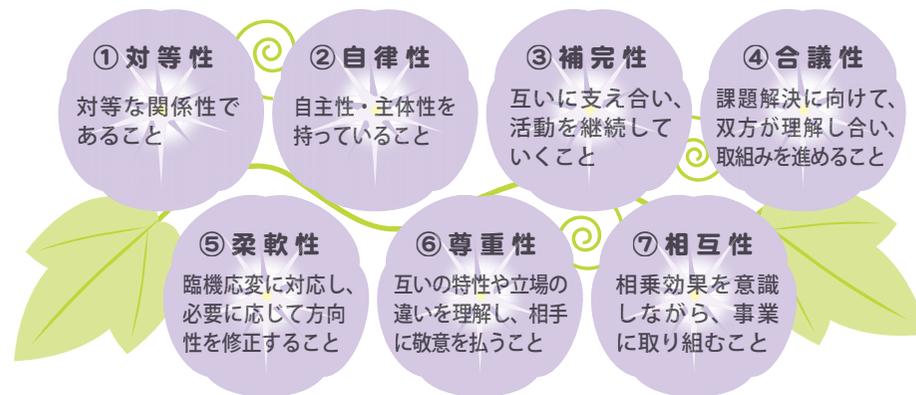
※宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う団体は除きます。（NPO法より）



協働の原則

協働においては、区と協働のパートナーそれぞれが、協働の原則を理解し、確認しながら事業を進めていくことが必要です。

(1) 活動組織に関する原則



(2) 事業内容に関する原則

